

大山町委託型地域おこし協力隊員（特産品開発）業務仕様書

1 業務名

大山町委託型地域おこし協力隊（特産品開発）業務

2 業務(活動)内容

本業務に係る主な課題を解決するために地域協力活動を行い成果を挙げること。

(1) 本業務の主な課題

- ①企画・加工・マーケティング人材の不足
- ②未利用資源の活用遅れ
- ③地域間資源の連携不足
- ④大山町といえばという産物の不足
- ⑤ブランディング力の不足
- ⑥原材料となる一次産品の供給力低下

(2) 地域協力活動

【主な地域協力活動】

- ①大山町の農水産・畜産資源等特産品を活かした商品の開発
- ②特産品PR・販売促進

【具体的な活動イメージ】※当該活動イメージに制限するものではありません。

- ①大山町の農水産・畜産資源等特産品を活かした商品の開発
 - ・地域農水産・畜産資源の発掘および加工方法等の調査研究
 - ・町内の農水産物、畜産物及び未利用資源の現状調査と発掘
 - ・長期保存等を目的とした最適な加工技術・製造方法の調査及び研究
 - ・試作品の企画・開発、レシピの策定等
- ②特産品PR・販売促進
 - ・商品販売に関する販売手法や市場調査
 - ・大山町内の道の駅における来場者の属性・購買行動の分析
 - ・大規模ECモールや産直サイト、自社通販サイトにおける競合調査とトレンド分析
 - ・物流コストや販売手数料を考慮した適正価格の設定やパッケージ仕様の検討
 - ・道の駅等での実店舗販売における、売り場づくり、POP制作、店頭試食販売等の企画
 - ・インターネット通販における商品紹介ページの作成、SNSを活用した集客活動

(3) 活動報告

- ・活動計画の作成

活動当初に本活動内容に関する活動計画書(様式1号)を作成し、町に提出する。

- ・活動状況の報告

毎月、活動報告書(様式2号)及び活動日誌(様式3号)を作成し、町に提出する。

- ・活動経費の精算

毎月、活動経費に関する証憑書類等を整理し、活動経費精算書(様式4号)を作成し、活

動状況の報告と共に町に提出する。

- ・活動報告会及び活動ミーティング

毎年、年度末に行う地域おこし協力隊活動報告会にて活動報告を行う。また、活動の進捗状況に応じて、随時、町等との活動ミーティングに出席する。

3 業務委託料

(1) 報酬部分

291,500円/月×活動月数(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

ただし、副業又は兼業によって恒常的に本業務以外の業務に従事していることが明らかな場合は、本業務に従事する時間相当額に変更するものとする。

(2) 活動経費部分

2,000,000円/年度÷12月×活動月数(消費税及び地方消費税を含む。)を1年度あたりの上限とする。

ただし、地域協力活動の用に供される経費(別表)でなければ経費とは認めない。なお、活動経費部分は、地域協力活動のために支出した額を実費により精算するものとする。

4 業務(活動)の成果物

- ・地域協力活動によって実施した成果報告書

※具体的には、契約後活動内容によって別途指示するものとする。

5 著作権の譲渡等

本業務によって作成した成果物(中間成果物も含む。)及びその著作権は、本業務委託契約締結前に受託者が保有するものを除き、町に帰属し、その権利は受託者から町に無償で譲渡されるものとする。受託者から町に譲渡される権利は、著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物に関する原著作権の権利)に規定される権利も含むものとし、受託者は成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことに合意する。

ただし、前述の権利譲渡等について、受託者の業務(活動)後の大山町での定住・就業・起業に、その権利が特に必要と認められる場合は、受託者と町が協議の上、取扱いを決定する。

6 契約の解除権

本業務の契約期間中であっても、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分であると認められるとき。
- (2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は地域おこし協力隊員としての職務を怠ったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (4) 受託者が、契約解除を申し出たとき。
- (5) 地域協力活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

- (6) 地域おこし協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (7) 町外へ転出(住民基本台帳法第 15 条の 3 に規定する転出をいう。)をしたとき。

7 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。なお、本業務の実施にあたっては、本町担当窓口とし、十分な連絡、調整、協議を行うこと。
- (2) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、本町の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- (3) 本業務により知り得た情報等の秘密は厳守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、本町と協議の上、決定する。

別表

活動経費支給基準表

委託料のうち、活動経費部分の支給基準は以下のとおりとする。なお、この基準表に定めのない事項又は疑義がある場合は、対象経費となり得るか町と協議できるものとする。

項目	対象経費	対象外経費
住居費	隊員が居住する住居に係る借上料や賃料補助(上限28,000円)	隊員が居住する住居に係る光熱水費、共益費、敷金礼金等
社会保険料		隊員の社会保険料等(業務委託のため)
報償費	講師、協力者(個人)等に対する謝礼等	記念品代
旅費	講師、協力者(個人)等の交通費、隊員の出張旅費	隊員の日常的な交通費
交際費		贈答品、慶弔費等
消耗品費	消耗品、消耗機材等の購入費 ※消耗品：その性質が使用することによって消耗され、若しくはき損されやすいもの又は10万円未満(消費税及び地方消費税含む。)のもの	
備品購入費	専ら隊員の活動を行うために必要となる備品の購入費(事前協議) ※備品：性質、形状等を変えることなく比較的長期にわたり継続して使用又は保存に耐えるもので10万円以上(消費税及び地方消費税含む。)のもの	隊員の活動以外にも汎用的に使用できる備品
燃料費	自動車等のガソリン代、軽油等	
食糧費		会議等における茶菓、食事代等
印刷製本費	資料・チラシ等の印刷、コピー代等	
光熱水費	会議室等の使用による電気・水道代等	
修繕料	備品・機械の修理代等	
賄材料費	イベント等において提供する食事の材料費	
通信運搬費	切手・郵便料金、荷物送料等	
広告料	不特定多数に宣伝活動を行う経費	
手数料	各種申請処理手数料、銀行振込手数料、クリーニング代、ホームページ等作成費、講師謝礼(法人等団体)、隊員の研修会・セミナーへの参加料	
筆耕翻訳料	毛筆代筆、外国語の翻訳経費	
保険料	イベント保険、損害・賠償責任等保険料、自動車損害保険料等	
委託料	業務委託料(契約書があるものに限る。)	契約書のない委託料
使用料及び賃借料	会議室や機器等の使用料又は賃借料、自動車借上料、リース料等	

注 上記の経費は、地域おこし協力隊員の地域協力活動の用に供されるものでなければならない。

様式第 1 号

年 月 日

活 動 計 画 書

大山町長 様

大山町地域おこし協力隊員
氏名 印

活動を通した 全体目標		
1 年 目	活動目標	
	具体的な取組	
2 年 目	活動目標	
	具体的な取組	
3 年 目	活動目標	
	具体的な取組	
活動内容の具体的 な成果		

様式第 2 号

活 動 日 誌

月

日	曜日	内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		

※特記事項があれば、資料を添付する。

様式第 3 号

年 月 日

活 動 報 告 書

大山町長 様

大山町地域おこし協力隊員

氏名

印

活動報告年月	
活動地域	
活動内容	
翌月の活動予定	
要望・意見等	

様式第 4 号

活 動 経 費 精 算 書

支 出 日	年 月 日	活動内容	
支出項目		金額(円)	
(経費の支出を証明する内容)			

※支出日、支出項目ごとに整理すること。